府令・省令

○内閣府令・文部科学省令・厚生労働省令第一号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第四十七号）の施行に伴い、並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十三条第二項及び第十五条第六項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十九年三月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三
文部科学大臣　松野　博一
厚生労働大臣　塩崎　恭久

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する命令

（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第一条　幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成二十六年内閣府文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「（都道府県」の下に「又は都道府県が単独で若しくは他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。次項において同じ。）」を加え、同条第二項中「（都道府県」の下に「又は都道府県が単独で若しくは他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人」を加える。

（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成二十六年文部科学省令第二号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「）及び地方公共団体」の下に「（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人（以下単に「公立大学法人」という。）を含む。以下この条及び第十八条において同じ。）」を加える。

第十五条第二項中「行った市町村」の下に「（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。以下この項において同じ。）」を加える。

第二十六条の表第二十五条の項中「（第二十八条において「園児」という。）」を削り、同表第二十七条の項中「地方公共団体」の下に「（公立大学法人を含む。第六十三条において同じ。）」を加える。

第三十一条中「（都道府県」の下に「（都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人を含む。）」を加える。

附　則

この命令は、平成二十九年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第二十二号

救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第三十四条第四号の規定に基づき、救急救命士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月二十三日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

救急救命士法施行規則の一部を改正する省令

救急救命士法施行規則（平成三年厚生省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「五年」の下に「（救急隊員（消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第四十四条第五項又は第四十四条の二第三項に該当する者をいう。以下同じ。）として救急業務に従事した期間に限る。）」を、「ただし、」の下に「救急隊員として」を加える。

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

規　則

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一一―八（職員の定年）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十九年三月二十三日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一一―八―三八

人事院規則一一―八（職員の定年）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一一―八（職員の定年）の一部を次のように改正する。

別表職員の欄中「又はまち・ひと・しごと創生本部事務局地方創生総括官」を「、まち・ひと・しごと創生本部事務局地方創生総括官又は特定複合観光施設区域整備推進室長」に改める。

附　則

この規則は、平成二十九年三月二十四日から施行する。